

東北自然エネルギー株式会社「能代風力発電所設備更新計画に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年5月12日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「能代風力発電所設備更新計画に係る計画段階環境配慮書」について、東北自然エネルギー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県能代市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大20,700kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 2月27日
環境大臣意見受理	平成29年 4月28日
経済産業大臣意見	平成29年 5月12日

問合せ先：電力安全課 高須賀
電話03-3501-1742(直通)

東北自然エネルギー株式会社「能代風力発電所設備更新計画に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、既設風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価等の結果と現在の状況を比較し、既設の風力発電設備等の設置による環境影響を検証した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討については、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これら新設する場合に比べ環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮し行うこと。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、複数の他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

1. (2) 並びに 2. により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 工事計画の検討

事業実施想定区域にある既設風力発電設備の撤去は、本事業における一連の工事とされていることから、本事業の工事計画の検討に際しては、撤去に係る環境保全を含めた適切な検討を実施すること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備の更新については、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のた

めの環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺ではチュウヒの生息及びガン・カモ類の飛翔が確認されている。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、これらを回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査及び予測を行い、影響を評価するとともに、その結果を踏まえた検討を行うこと。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。